

大館市本庁舎建設基本設計業務  
公募型プロポーザル実施要領

平成 28 年 5 月 12 日

秋田県大館市

## 【目次】

1. 設計者選定の趣旨	1
2. 業務の概要	1
3. プロポーザルに参加するための基本条件及び選定方法	
(1) 基本条件及び評価方式	1
(2) 代表企業の評価	1
(3) 構成員候補者	2
4. 参加資格	
(1) 代表企業に関する事	2
(2) 構成員に関する事	2
(3) 代表企業及び構成員の参加に関する制限	3
5. 審査委員会	3
6. スケジュール	4
7. 担当部局	4
8. 一次評価に関する提出書類等について（参加表明書の提出）	
(1) 提出書類及び提出部数	5
(2) 参加表明書等の提出方法	5
(3) 提出書類の記載上の注意事項	5
(4) 代表企業参加者の技術資料の評価基準	8
(5) 業務実施上の条件	9
(6) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答	9
9. 二次評価に関する提出書類等について（技術提案書の提出）	
(1) 提出書類及び提出部数	10
(2) 書類の提出方法	10
(3) 提出書類の記載上の注意事項	11
(4) 現地説明会	11
(5) ヒアリング	11
(6) 技術提案書の評価	12
(7) 最優秀提案者	12
(8) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答	13
10. 評価結果の公表及び通知	13
11. 失格事項	13
12. 設計業務契約	13
13. その他	15

# 大館市本庁舎建設基本設計業務公募型プロポーザル実施要領

## 1. 設計者選定の趣旨

平成28年3月に策定した大館市本庁舎建設基本計画に基づき、本業務では、大館市の風土、特産物、観光資源などを十分理解し、その趣旨に基づいた設計が可能で、かつ、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等を有する設計事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的に以下のとおり必要な事項を定めるものである。

## 2. 業務の概要

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 業務の名称      | 大館市本庁舎建設基本設計業務  |
| (2) 発注者        | 大館市長 福原 淳嗣  |
| (3) 業務内容       | 大館市本庁舎建設工事（仮称）に係る基本設計に関すること<br>（新庁舎本体設計、外構、駐車場等）                                    |
| (4) 履行期間（契約期間） | 契約を締結した日から平成29年6月30日まで  |
| (5) 概算工事費      | 31.9億円（庁舎本体工事費及び外構工事費）  |
| (6) 基本設計委託料    | 平成21年国土交通省告示第15号に準拠し、大館市が積算を行い、大館市一般会計に計上される金額の範囲内。なお、平成28年度に支払う金額の上限は契約金額の3割以内とする。 |
| (7) 計画する施設の規模  | 延べ床面積 7,000㎡程度  |
| (8) 計画概要       | 「大館市本庁舎建設基本計画」による   |

## 3. プロポーザルに参加するための基本条件及び選定方法

### (1) 基本条件及び評価方式

#### ア 基本条件

本業務の受注者は、代表企業として参加表明し、技術提案書等の評価により最優秀提案者として選定された企業1者と構成員候補者から選出された構成員との設計共同企業体とする。

※ 代表企業とは、「4. 参加資格 (1) 代表企業に関することのアからク」に記載している条件を満たす設計事業者をいう。

※ 構成員とは、「4. 参加資格 (2) 構成員に関することのアからキ」に記載している条件を満たす設計事業者をいう。

#### イ 評価方式

公募型プロポーザル方式により代表企業を評価する。

### (2) 代表企業の評価

代表企業として参加表明書等を提出した設計事業者（以下「代表企業参加者」という。）について2段階の評価を行う。

#### ア 一次評価

大館市本庁舎建設基本設計業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、代表企業参加者から提出を受けた参加表明書等の評価を行い、技術提案書等の提出

を求める者を若干名（上位5者程度）選出する。

イ 二次評価

一次評価で技術提案書の提出を求めた者について、審査委員会が実施する事業提案書等の評価及びヒアリング結果に基づき、最優秀提案者（1者）及び優秀提案者（1者）を決定する。なお、最優秀提案者を本業務の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に選定する。

(3) 構成員候補者

構成員として参加表明書を提出した設計事業者（以下「構成員参加者」という。）について、最優秀提案者と設計共同企業体を組成するための構成員候補者として大館市本庁舎建設基本設計業務に関する設計共同企業体選出名簿（以下「選出名簿」という。）に登載する。

#### 4. 参加資格

(1) 代表企業に関すること

ア 平成28年度大館市有資格業者登録名簿の「測量・コンサル等」業種に名簿登載されていること。

イ 単体企業であること。ただし、設計に関する協力者（以下「協力事務所」という。）として他の企業を加え特定の分野のみ担当させることは差しつかえない。その場合、協力事務所が担当する業務を明確にすること。

ウ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。

オ 本事業の公告日（以下「公告日」という。）において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。

カ 公告日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

キ 公告日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

ク 公告日から過去10年間において国土交通省告示第15号（平成21年1月7日）別添二第四号第1類又は第2類に該当する延床面積5,000㎡以上の建物の建設に関する基本設計及び実施設計の元請実績を有すること。

a 設計共同企業体における実績にあつては、代表構成員であること。

b 基本設計又は実施設計のみの実績は不可とする。

(2) 構成員に関すること

ア 平成28年度大館市有資格業者登録名簿「測量・コンサル等」業種の「市内業者名簿」に名簿登載されていること。（設計共同企業体を組成する場合、全ての企業が名簿登載されていること。）

イ 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士を2名以上及び常勤職員2名以上を配置していること。ただし、設計共同企業体を組成することで一級建築士を2名以上及び常勤職員2名以上の配置が可能となる場合は、構成員となる設計共同企業体として参加表明を行うことができる。

ウ 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないものであること。

オ 公告日において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分を受けていないこと。

カ 公告日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

キ 公告日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）であること。

### (3) 代表企業及び構成員の参加に関する制限

ア 各企業からの応募は1点のみとする。

イ 代表企業参加者は、他の代表企業参加者の協力事務所となることはできないものとする。

ウ 審査委員会の委員及びその親族が主宰し、若しくは役員又は顧問に就任している営利団体に所属する者が在職している代表企業及び構成員は、参加できないものとする。

エ 審査委員会の委員が大学に所属する場合において、その研究室に現に所属する者が在職している代表企業及び構成員は、参加できないものとする。

オ その他、審査委員会の委員と実質的なかわりが深いと認められる者が在職している代表企業及び構成員は、参加できないものとする。

カ 代表企業と構成員への同時参加表明は不可とする。

## 5. 審査委員会

次の委員をもって審査委員会を構成する。

役職	団体名	氏名
委員長	秋田職業能力開発短期大学校 住居環境科 教授	小笠原 吉張
副委員長	弘前大学大学院 地域社会研究科長	北原 啓司
委員	秋田県立大学 システム科学技術学部長	松本 真一
委員	秋田県立大学 建築環境システム学科長	西田 哲也
委員	大館市 副市長	名村 伸一
委員	大館市 建設部都市計画課政策監	佐藤 雄幸

※ 上記審査委員会の委員に対し、直接又は間接に連絡を求めた場合、当該プロポーザルを失格とする場合がある。（「11. 失格事項」参照）

## 6. スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりである。

### 【代表企業に関する審査等のスケジュール】

項目		日時又は期間
一次評価	公告	平成 28 年 5 月 12 日(木)
	第一回質問書の受付	平成 28 年 5 月 12 日(木) ～ 5 月 17 日(火)
	第一回質問書の回答公表	平成 28 年 5 月 20 日(金)
	参加表明書の受付	平成 28 年 5 月 12 日(木) ～ 5 月 27 日(金)
	一次評価の結果通知	平成 28 年 6 月 8 日(水)
二次評価	現地説明会の開催	平成 28 年 6 月 17 日(金)
	第二回質問書の受付	平成 28 年 6 月 9 日(木) ～ 6 月 22 日(水)
	第二回質問書の最終回答	平成 28 年 6 月 27 日(月)
	技術提案書等の受付	平成 28 年 6 月 17 日(金) ～ 7 月 19 日(火)
	公開ヒアリングの実施	平成 28 年 8 月上旬予定
	特定結果の通知	平成 28 年 8 月中旬予定
構成員の選択（ヒアリング含む）及び見積書の提出等契約手続き		平成 28 年 8 月下旬予定

### 【構成員に関する審査等のスケジュール】

項目	日時又は期間
公告	平成 28 年 5 月 12 日(木)
質問書の受付	平成 28 年 5 月 12 日(木) ～ 5 月 17 日(火)
質問書の回答公表	平成 28 年 5 月 20 日(金)
参加表明書の受付	平成 28 年 5 月 12 日(木) ～ 5 月 27 日(金)
名簿登載の通知	平成 28 年 6 月 8 日(水)

## 7. 担当部局

大館市役所総務部総務課 新庁舎建設推進室（本庁舎 2 階）

住 所 〒017-8555 秋田県大館市字中城 2 0 番地

T E L 0186-43-7025（総務課直通）

F A X 0186-49-1198

E-mail tyousya@city.odate.lg.jp

## 8. 一次評価に関する提出書類等について（参加表明書の提出）

### (1) 提出書類及び提出部数

#### ア 代表企業

- ① 参加表明書（様式 1-1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ② 技術資料（様式 2～5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 部
  - a 事務所の技術職員及び資格に関する届出（様式 2-1）
  - b 事務所の同種・類似業務の受注実績調（様式 3）
  - c 技術者の経歴書（様式 4-1～4-2）
  - d 協力事務所に関する届出及び構成員の出資割合（様式 5）
- ③ 様式 2～様式 5 に関する確認書類・・・・・・・・・・・・ 1 部  
（資格、雇用、実績等の写し等）

#### イ 構成員

- ① 参加表明書（様式 1-2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部
- ② 設計共同企業体で参加する場合の提出書類・・・・・・・・ 1 部
  - a 設計共同企業体協定書（様式 1-3）
  - b 委任状（様式 1-4）
- ③ 事務所の技術職員及び資格に関する届出（様式 2-2）・・・・ 3 部
- ④ 様式 2-2 に関する確認書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部  
（資格、雇用等の写し等）

### (2) 参加表明書等の提出方法

#### ア 提出方法

提出書類は、「7. 担当部局」まで持参又は郵送により提出すること。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

#### イ 提出書類の受領確認

持参した場合には、受領時に参加表明書等受領確認書を交付する。郵送の場合には、速やかに提出書類受領確認書をファクスで送付する。

#### ウ 受付期間

平成 28 年 5 月 12 日（木）9 時から平成 28 年 5 月 27 日（金）17 時までとする。  
ただし持参の場合、土日等閉庁時は除く。

### (3) 提出書類の記載上の注意事項

#### ア 参加表明書（様式 1-1 又は様式 1-2）【代表企業・構成員】

代表者印を押印のうえ、提出すること。

#### イ 設計共同企業体協定書（様式 1-3）及び委任状（様式 1-4）【構成員】

大館市内に本社を有する設計事業者が構成員参加者として設計共同企業体を組成し、参加を表明する場合に提出を要する。各事業者の代表者印を押印のうえ、提出すること。

#### ウ 事務所の技術職員及び資格に関する届出（様式 2 関係）

##### 様式 2-1 【代表企業】

- ① 企業（国内全店）に所属する技術職員数及び有資格者数を記入する。
- ② 様式 4-1、様式 4-2 に記入する各技術者の一覧を記入する。

- ③ 資格は、一級建築士、構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士を対象とし記入する。複数の資格を有する者については、主たるもの一つについて記入すること。

#### 様式 2-2【構成員】

- ④ 参加要件である一級建築士と常勤職員について記入する。
- ⑤ 常勤職員について、複数の資格を有する者については、主たるもの一つについて記入すること。

#### エ 事務所の同種・類似業務の受注実績調（様式 3）【代表企業】

次の①及び②に該当する同種又は類似する業務の受注実績について記入すること。なお、受注実績とは、基本設計及び実施設計業務の両方を対象とし、契約履行が公告日現在において業務が完了しているものをいい、施設の完成については問わない。

- ① 同種業務の実績とする対象は、過去 10 年以内（平成 18 年 6 月 1 日以降）に国又は地方公共団体が発注した延べ床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の庁舎建設（執務室及び窓口を主としたもの）に関するものとする。
- ② 類似業務の実績とする対象は、過去 10 年以内（平成 18 年 6 月 1 日以降）に国土交通省告示第 15 号（平成 21 年 1 月 7 日）別添二第四号第 1 類（事務所等）又は第 2 類（庁舎等）で延べ床面積 5,000 m<sup>2</sup>以上の建設に関するものとする。
- ③ 実績が複数ある場合には、同種業務の実績を優先し、かつ、規模の大きい業務を順に 5 件記載すること。なお、同種又は類似業務の受注実績が 5 件に満たない場合には、実績があるもののみを記載すること。
- ④ 記入した業務については、以下の書類（実績確認資料）を 1 部提出すること。
- ・ 契約書表紙の写し
  - ・ 業務完了の写し又は完了検査済証の写し
  - ・ 施設の概要が確認できる図面、写真、パース等
- ※ 竣工写真、通帳の写し、インターネットに掲載されているもの等は不要とする。
- ⑤ 当該設計において受賞歴がある場合には、確認できる資料（実績確認資料）の写しを 1 部提出すること。
- ⑥ 各業務実績について以下の事項について記入すること。
- a 受注形態の欄には、単独又は設計共同企業体（共同体）の別を記入すること。
  - b 構造・規模の欄には、構造種別、地上・地下回数、延べ床面積を記入すること。

#### 【記入例】

[RC、8F/B2、12,000 m<sup>2</sup>] 等

- c 受賞歴は、受賞名、受賞年月日を記入すること。

- ⑦ 評価段階において、内容を精査した結果、「同種」として記載されたものを「類似」又は「実績なし」と、「類似」として記載されたものを「実績なし」と、「受賞歴」を「受賞歴なし」として評価する場合があるため留意すること。

#### オ 管理技術者及び主任担当技術者の経歴等について（様式 4 関係）

本業務を担当する管理技術者及び各専門分野の主任担当技術者について、次の①から⑦に従い記入すること。また、同種・類似業務実績については、規模の大きい業務を順に 3 件記載すること。なお、同種又は類似業務の受注実績が 3 件に満たない場合には、



実績があるもののみを記載すること。

様式 4-1 (管理技術者) に関するもの【代表企業】

① 氏名、一級建築士資格登録番号及び経験年数

管理技術者として配置する予定の者の氏名、一級建築士資格登録番号及び一級建築士としての業務経験年数を記入すること。

a 当該技術者について、当該企業との雇用関係を証明する資料(健康保険証の写し等)を1部提出すること。なお、参加表明書を受付した日以前に当該企業と直接かつ常勤として3か月以上の雇用関係にあるものを対象とすること。

b 当該技術者について記入した資格を証明する資料(資格者証の写し、認定証の写し等)を1部提出すること。

② 公告日現在従事している設計業務

当該技術者が従事している業務名、契約期間、担当業務分野の立場及びその施設概要について記載する。

構造・規模・面積については、前記エ⑥bに従って記入すること。

③ 経歴に関すること

a 該当する業務実績については、前記エ①及び②に従って記入すること。ただし、面積要件については「5,000 m<sup>2</sup>以上を標準とし、それ以下も認める」とする。また、当該実績について関わった分担業務分野及びその立場(管理技術者等)を記入すること。

b 業務完了年月日は、当該業務の完了届を提出した日を記載すること。

c 構造・規模・面積については、前記エ⑥bにならって記入すること。

d 受賞歴は、当該業務において受賞した事例がある場合、前記エ⑥cにならって記入すること。

様式 4-2 (主任担当技術者) に関するもの【代表企業】

④ 氏名及び担当する職種・分野

主任担当技術者の氏名を記載する。担当する職種・分野は、建築(総合)、建築(構造)、電気設備担当及び機械設備担当の主任担当技術者ごとに記載して提出すること。

⑤ 資格区分、資格登録番号及び経験年数

資格区分は、当該主任担当技術者が有する資格について記載すること。複数の資格を有する者は、「担当する職種・分野」で選択した主任担当技術者に関連した資格を選択すること。

資格登録番号及び経験年数は①にならって記載すること。

⑥ 公告日現在従事している設計業務

②と同じ。

⑦ 経歴に関すること

③と同じ。

カ 協力事務所に関する届出 及び 構成員の出資割合(様式5)【代表企業】

① 協力事務所がある場合には、様式5に記載し提出すること。分担業務分野には、構造、電気設備、機械設備のほか提出者において新たに追加する分担業務分野(ユニバーサルデザイン、インテリアデザイン、照明計画、積算業務等)を記入し、協力事務所の事務

所名称、所在地、代表者名、協力を受ける内容及び理由について記入すること。

② 最優秀提案者として、構成員との設計共同企業体を組成する際の、構成員の合計出資割合を記入すること。記入について下記に注意すること。

a 構成員側が占める出資割合は、20%以上とすること。

b 共同企業体を組成する際、原則、記入した出資割合を満たすこと。

③ 協力事務所の予定が無い場合でも、構成員側の出資割合を記入し提出すること。

キ 参加表明書及び技術資料作成上の注意事項

使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。

(4) 代表企業参加者の技術資料の評価基準

提出書類の評価項目は次の評価表により評定する。

【参加表明書に添付する技術資料の評価基準】

評価項目	評価の着目点			配点		
	判断基準					
企業能力	技術職員数	技術職員数を評価する。		60		
	有資格者数	有資格者数を評価する。				
	同種・類似業務実績	実績の種類、建設地、件数について評価する。				
配置技術者の資格	専門分野の技術資格	各担当分野について、資格の内容を評価する。	主任担当技術者	建築(総合)	30	
				建築(構造)		
				電気設備		
				機械設備		
配置技術者の技術力	同種・類似業務実績	同種若しくは類似の実績に加え、建設地、件数、携わった立場も合わせ評価する。	管理技術者		60	
			主任担当技術者	建築(総合)		
				建築(構造)		
				電気設備		
	機械設備					
	経験年数		実務経験年数を評価する。	管理技術者		30
				主任担当技術者	建築(総合)	
					建築(構造)	
電気設備						
機械設備						
地域経済貢献	市内企業の活用	代表企業として設計共同体を組成する際の市内企業の出資比率を評価する。		20		
合計				200		

※ 「建設地」とは、寒冷地での建設を評価し、対象地域として、「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者における判断の基準」経済産業省・国土交通省告示第1号、別表第4の地域区分1~4における建築物を対象とする。

(5) 業務実施上の条件

次の条件をすべて満たすこと。

ア 分担業務分野の再委託

- ① 協力事務所への建築（総合）の再委託は禁止とする。主たる業務以外（トレース、パース等）の委託については、事前に発注者の了解を得た場合にはこの限りではない。ただし、承認を受ける場合には、様式5により委託する事務所の所在地、企業名称、代表者の氏名又は名称、業務内容等について書面により申し出ること。
- ② 協力事務所への建築（構造）分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士が配置されていなければならないものとする。その場合、様式5により委託する事務所の所在地、企業名称、代表者の氏名又は名称、業務内容等について書面により申し出ること。
- ③ 協力事務所への電気設備又は機械設備分野の再委託先は、建築士法における設計設備一級建築士が配置されていなければならないものとする。その場合、様式5により委託する事務所の所在地、企業名称、代表者の氏名又は名称、業務内容等について書面により申し出ること。

イ 配置予定技術者

- ① 管理技術者は、一級建築士でなければならない。
- ② 管理技術者及び各主任担当技術者は、参加表明を行った企業に常勤している者とする。
- ③ 様式4-1に記入を求める管理技術者及び様式4-2に記入を求める各主任担当技術者はそれぞれ1名であること。
- ④ 管理技術者は、様式4-2に記入を求める各主任担当技術者と兼任してはならない。
- ⑤ 様式4-2に記入を求める建築（総合）主任担当技術者は、他の分担業務分野の主任担当技術者を兼任してはならない。

(6) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア 質問方法

質問は、所定の質問書（様式6）に記載し、電子メール又はファクスにより「7 担当部局」あてに送付すること。なお、送付後、電話による確認を行うこと（土日等閉庁時は除く）。このとき、二次評価における技術提案書等に関する内容の質問については受け付けないものとする。

イ 質問書の受付期間

受付期間は、以下のとおりとする。

平成28年5月12日（木）9時から平成28年5月17日（火）17時まで

ウ 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して回答書に取りまとめ平成28年5月20日（金）15時頃に大館市のホームページにおいて公表する。なお、質問書を提出した企業への回答は、個別には行わないものとする。

エ 回答書の取り扱い

寄せられた質問の回答については、必要に応じて本実施要領への追加又は修正事項として取り扱うものとする。

9. 二次評価に関する提出書類等について（技術提案書の提出）

(1) 提出書類及び提出部数【代表企業】

- ア 技術提案提出書（様式 7）・・・・・・・・・・ 1 部
- イ 技術提案資料・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5 部
- a 業務の実施方針（参考様式 8）

業務の実施方針として以下の項目について簡潔に記載すること。

- ・設計業務の進め方（取組方針、品質確保等）
- ・共同企業体を組成する構成員との業務実施体制
- ・市民参加の考え方
- ・その他の業務実施上の配慮事項等

b 特定のテーマに関する技術提案（参考様式 9）

技術提案提出書及び技術提案資料の作成に当たっては、「大館市本庁舎建設基本計画」に基づいた次のテーマを含む提案書とすること。

技術提案 特定テーマ	
A	歴史ある桂城公園との調和、景観や機能の一体化を図り、街のにぎわい創出に繋がる建築計画と敷地利用の考え方
B	100年間持続できる防災拠点としての庁舎に必要な機能の整備方針と構造に関する考え方
C	組織の変化に柔軟に対応でき、市民サービスの向上と開かれた市民交流の促進が図られる建築計画と敷地利用に関する考え方
D	建設地においてライフサイクルのコストとCO <sub>2</sub> の削減に有効な環境配慮の具体的な方策

※ 「a 業務の実施方針」として提出する書類は、A 3判横 1 ページで作成し、「b 特定のテーマに関する技術提案」として提出する書類はテーマ毎に A 3判横 1 ページで作成し、用紙で提出すること。

※ 技術提案資料には企業名称を記入してはならない。

※ 作成した技術提案資料は、用紙左側 2 か所をホチキス止めして提出すること。

(2) 書類の提出方法

ア 提出方法

提出書類は、「7. 担当部局」まで持参又は郵送により提出すること。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ 提出書類の受領確認

持参した場合には、受領時に技術提案書等受領確認書を交付する。郵送の場合には、速やかに提出書類受領確認書をファクスで送付する。

ウ 受付期間

平成 28 年 6 月 17 日（金）9 時から平成 28 年 7 月 19 日（火）17 時までとする。ただし持参の場合、土日等閉庁時は除く。

### (3) 提出書類の記載上の注意事項

#### ア 技術提案提出書（様式 7）

代表者印を押印のうえ、提出すること。

#### イ 技術提案資料

- ① 提案方法は、文書による表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記載すること。  
文字の大きさは 10.5 ポイント以上とすること。
- ② 文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図は使用を認めるが、設計、模型（模型写真を含む）、透視図等の使用は禁止する。設計内容は具体的に表現されたものにならないよう注意すること。提出された資料において具体的に表現されたと判断された場合は、二次審査における評価において減点の対象となる場合があることから注意すること。
- ③ 提出者（協力事務所を含む）を特定することができる内容の記述（企業名称、実績の名称等）は行わないこと。
- ④ 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位とすること。
- ⑤ 提出を求めた内容以外に関する書類、図面等は受理しないものとする。

### (4) 現地説明会

技術提案書の提出を求めた代表企業参加者に対し、下記の日程において現地説明会を開催する。参加を希望する者は、6 月 16 日（木）17 時までにその旨を事務局に電話、電子メール又はファクスにて連絡すること。なお、現地説明会の参加者は 1 者につき 3 人までとする。

ア 開催日時 平成 28 年 6 月 17 日（金）午後予定

イ 会場 一次評価の結果と同時に二次評価進出者に通知する。

### (5) ヒアリング

ア 審査委員のほか大館市民等を対象として公開で行うものとする。

イ ヒアリングを開催する会場、日時、留意事項等については、一次評価後に別途通知する。

ウ 説明者は、当該業務に従事を予定している管理技術者を含む 3 人以内とする。代理者の出席及び指定された者以外の出席は認めない。

エ 提案説明を行う持ち時間は、20 分程度とする。その後質疑応答を行う。

オ 提案内容の説明は、提出済みの技術提案資料に記載した内容の範囲内で行うものとし、追加の提案等は認めない。ただし、質疑応答において質問に回答するために、詳細に、あるいは補足的に説明することは認める。

カ 説明者は、企業を特定することができる服装及び言動（具体的な企業名や実績等）をしてはならない。

キ ヒアリングには、提出した技術提案書の拡大パネル（A1 判）やプロジェクターを使用しスクリーンに投影しながら説明することを認める。技術提案書を提出したあとの加筆、修正等は認めない。ただし、プロジェクターにより投影する技術提案資料の内容をヒアリング用データに再構成することは許可する。

ク 二次評価を行うため資料提出を求めた企業が、当該ヒアリングを行うために定めた所定

の時間までに参集しなかった場合には、参加の意思がないものとみなし評価の対象から除外するものとする。

ケ 他企業が実施するヒアリングは、参観又は聴講してはならない。

コ スクリーン及びプロジェクター並びにパソコンは担当部局が用意するが、プロジェクター及びパソコンについては持ち込みを認める。

(6) 技術提案書の評価

提出資料の評価は、次の評価表により行う。

【技術提案書の評価基準】

評価項目	評価の着目点		配点
	判断基準		
業務の実施方針及び手法	実施方針	設計業務の進め方について評価する。 (業務工程、取組体制、設計チーム等の的確性・創造性・実現性・設計コストについて)	120
		設計共同企業体を組成する構成員との業務実施体制を評価する。 (市内企業である構成員と共に地域特性を活かす業務体制の的確性・創造性・実現性について)	
		市民参加の考え方を評価する。 (設計期間中の市民参加の方法、考え方の的確性・創造性・実現性について)	
		その他の業務実施上の配慮事項を評価する。 (業務を実施する上での課題や問題点の理解度と方針の的確性・創造性・実現性について)	
	特定テーマについての技術提案	A	テーマAについてその的確性、創造性、実現性を考慮し総合的に評価する。
B		テーマBについて、同上	
C		テーマCについて、同上	
D		テーマDについて、同上	
取組意欲・基本計画の理解度		ヒアリングとあわせ、積極的に取組む姿勢や基本計画の理解度を総合的に評価する。	30
合 計			600

※ 「的確性」とは、本庁舎建設基本計画との整合性が取れているか判断する。

※ 「創造性」とは、工学的知見に基づく創造的な提案が行われているか判断する。

※ 「実現性」とは、提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか判断する。

(7) 最優秀提案者の特定

最優秀提案者は、二次評価における評価点数が最も高い者とする。(一次評価の点数は合算しない)

## (8) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

### ア 質問方法

質問は、所定の質問書（様式 6）に記載し、電子メール又はファクスにより「7. 担当部局」あてに送付すること。なお、送付後、電話による確認を行うこと（土日等閉庁時は除く）。

### イ 質問書の受付期限

受付期間は、以下のとおりとする。

平成28年6月9日（木）9時から平成28年6月22日（水）17時まで

### ウ 質問に対する回答

質問に関する回答は、質問回答書に取りまとめ、技術提案書提出者全員に対し、電子メールにより段階的に回答することとし、平成28年6月27日（月）を最終回答日とする。

### エ 回答書の取り扱い

寄せられた質問の回答については、必要に応じて本実施要領への追加又は修正事項として取り扱うものとする。

## 10. 評価結果の公表及び通知

### (1) 一次評価に関する通知

一次評価の結果は、大館市のホームページで公表するほか、参加表明書を提出したすべての企業に対し、書面で通知する。

### (2) 二次評価に関する通知

二次評価の結果は、大館市のホームページで公表するほか、ヒアリングに参加したすべての企業に対し書面で通知する。

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当するときは、失格とする場合がある。

### (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合

### (2) 虚偽の内容が記載されている場合

### (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合

### (4) 委員会の委員に直接又は間接に連絡を求めた場合

### (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合

## 12. 設計業務契約

### (1) 基本設計業務に関する契約相手先

市長は、最優秀提案を行った代表企業参加者（以下「選定代表企業」という。）を優先交渉権者として契約の交渉を行う。なお、選定代表企業が契約締結までの間に国又は地方公共団体から入札参加資格停止の処分を受けた場合など参加資格要件を満たさないと認められたときには、優秀提案者として次点交渉権者に選定した代表企業参加者を選定代表企業とみなして契約の交渉相手先とする。

(2) 基本設計委託契約に関する設計共同企業体の組成

ア 選定代表企業は、基本設計委託業務の契約締結にあたり、「3. プロポーザルに参加するための基本条件及び選定方法」に規定する構成員候補者の中から選定代表企業の判断により1以上を選定構成員として選定し、選定代表企業及び選定構成員の2以上の企業からなる設計共同企業体を組成する。また、組成に当たっては、すべての構成員候補者を対象とした面談を実施し、選定構成員を決定しなければならない。

イ 設計共同企業体における選定構成員の出資割合は20%以上とするものとする。

(3) 設計共同企業体協定書の締結

ア 選定代表企業と選定構成員は、設計共同企業体の組成にあたり設計共同企業体協定書を締結しなければならない。

イ 選定代表企業は、設計共同企業体組成後、速やかに設計共同企業体協定書の写し及び構成員選定理由書（以下「理由書」という。）並びにすべての構成員候補者との面談状況（実施日、面談者等）がわかる報告書（以下「報告書」という。）を市長に提出するものとする。

ウ 理由書及び報告書の様式は、任意様式とする。

(4) 業務仕様等の協議

市長は、設計共同企業体と業務内容について協議し、当該業務に必要な仕様書を作成するものとする。この場合において、当該プロポーザル方式で特定した技術提案書のうち、次の各号に掲げる内容について契約図書に反映しなければならない。

① 特定した技術提案において優秀と評価した事項

② 特定した技術提案に記載している具体的な調査手法、新技術、追加検討項目等

(5) 契約の手続きについて

設計共同企業体は、(3)設計共同企業体協定書の締結及び(4)業務仕様等の協議を終えた場合は、市長に見積書を提出し随意契約により契約を締結するものとする。契約手続きは、大館市財務規則の規定による。

(6) 実施設計業務に関する契約

実施設計業務の契約相手方は、基本設計業務で設計共同企業体を組成した者と随意契約で契約の締結を行う予定である。なお、設計共同企業体が契約締結までの間に国又は地方公共団体から入札参加資格停止の処分を受けた場合など参加資格要件を満たさないと認められたときは、契約の締結は行わないものとする。

(7) 契約に係る業務内容（基本設計及び実施設計において行う業務）

基本設計業務及び実施設計業務は、以下の業務内容によるものとする。

ア 建築（総合）設計、建築（構造）設計、電気設備設計、機械設備設計、外構に関する設計

イ 設計説明書、設計概要書の作成

ウ 市が別途発注するオフィス環境レイアウト等に関する協議

エ 工事費概算書の作成

オ 工事積算業務

カ 概略工事工程表の作成

キ CASBEE（建築環境総合性能評価システム）に基づく評価・認定取得



- ク 透視図・日影図の作成
- ケ 関係法令に係る関係機関との打合せ及び各種協議

【関係法令一覧】

- a 都市計画法
  - b 建築基準法、秋田県建設基準条例
  - c 消防法、大館市火災予防条例
  - d エネルギーの使用の合理化に関する法律
  - e 駐車場法
  - f 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）
  - g 秋田県の景観を守る条例
  - h その他関係法令
- コ 関係法令に基づく資料の作成・申請手続きにおける対応支援
  - サ コスト縮減対策の検討
  - シ リサイクル計画書の作成
  - ス 本庁舎建設に関する市民説明会等に係る資料作成及び支援
- ※ オフィス環境整備に関すること及びサイン計画は、市が別に発注するため基本設計業務及び実施設計業務には含まない。

(8) 履行期間

- ア 基本設計業務（概ね10か月：H28.9月～H29.6月）
  - イ 実施設計業務（概ね12か月：H29.9月～H30.9月予定）
- ただし、発掘調査期間や本庁舎建設工事期間との調整により上記履行期間を変更する場合がある。

### 13. その他

(1) 参加辞退に関すること

- ア 二次評価を受けるため技術提案書等の提出を要請された代表企業参加者がこれを辞退する場合には、書面により大館市役所総務部総務課新庁舎建設推進室へ申し出ること。申し出の期限は、以下のとおりとする。

辞退届を提出する期限 平成28年7月19日（火）12時まで

- イ 辞退届を提出する場合、持参又は郵送により提出すること。郵送する場合には、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

- ウ 辞退届の様式は任意とする。

(2) 参加表明、技術提案等に要する費用について

参加表明、技術提案等に要した費用、旅費、その他この提案に関する一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出した資料の取り扱い

- ア 提出した書類の返還に関すること
- 一次評価及び二次評価の審査のため提出した書類は、すべて返還しない。
- イ 提出した書類の差し戻し、追加及び再提出の取り扱い

提出受付期限以降における提出書類の差し替え、追加及び再提出は行うことができない。

#### ウ 届出した技術者の変更

提出資料に記載している管理技術者及び主任担当技術者について、原則変更は認めない。ただし、当該技術者が疾病による長期休暇、死亡、退職等の事由によるやむを得ない場合はこの限りでない。

欠員となった技術者には、同等以上の技術者を配置しなければならない。この場合、様式4関係により新たに配置する技術者に関する事項を記載し、発注者に提出すること。

#### (4) 技術提案資料等の複写使用

代表企業参加者が提出した技術提案資料等は、二次評価を行う場合に、必要に応じて大館市が複写して使用できるものとする。ただし、二次評価以外の目的で使用及び複写を行わないものとする。

#### (5) 異議の申立て

一次評価及び二次評価の経緯及び結果についての異議申し立ては、受け付けないものとする。

#### (6) 発掘調査について

本計画敷地は、埋蔵文化財の包蔵地である大館城跡であるため、発掘調査を含む事業計画としているが、出土物によっては、本業務履行期間の延期や委託業務の中止等となる可能性が考えられる。その際の契約内容については別途協議とする。

#### (7) その他

本庁舎建設工事の監理業務については、本業務を受託する設計共同企業体と随意契約で別に発注する予定である。